

福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 市町村、その他知事が適当と認める民間団体、民間事業者（以下「事業実施主体」という。）に対する農業系汚染廃棄物処理事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、事業実施主体が、東日本大震災による原子力災害に伴う放射性物質に汚染された農林産物、その副産物及び農業生産資材（以下「農業系汚染廃棄物」という。）の処理を推進するため、農業系汚染廃棄物処理事業（以下「補助事業」という。）を行うことを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 福島県知事（以下「知事」という。）は、事業実施主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 事業実施主体の長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に知事が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体の長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を事業実施主体の長に送付するものとする。

- 2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 3 知事は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第6条 事業実施主体の長は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。
- 2 事業実施主体の長は、前項の規定により申請を取り下げようとする場合、前条第1項の通知のあった日から15日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第7条 事業実施主体の長は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体の長は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8条 事業実施主体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 次に掲げる重要な変更をしようとするとき。
 - ア 事業実施主体を変更する場合。
 - イ 総事業費を増額する場合。
 - ウ 総事業費を20パーセント以上減額する場合。
 - エ 取組を追加する場合。
 - (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付する事ができる。
 - 3 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、第1項第1号に規定する重要な変更以外の変更とする。

(契約時)

- 第9条 事業実施主体の長は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする

場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 事業実施主体の長は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

（債権譲渡の禁止）

第10条 事業実施主体の長は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（概算払の請求）

第11条 事業実施主体の長は、第5条による交付決定通知をもとに補助金の概算払いを請求するときは、様式第5により概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

（事故の報告）

第12条 事業実施主体の長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 事業実施主体の長は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（完了報告）

第13条の2 事業実施主体の長は、補助事業が完了したときは、速やかに様式第7の2による完了報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 事業実施主体の長は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに様式第8による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体の長が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

- 3 事業実施主体の長は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体の長に通知する。

2 知事は、事業実施主体の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 事業実施主体の長は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 事業実施主体の長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第8条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命

令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、金利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４ 第２項に基づく補助金の返還については、第１５条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第１９条 事業実施主体の長は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２ 事業実施主体の長は、取得財産等について、様式第１１による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３ 事業実施主体の長は、当該年度に取得財産等があるときは、第１４条第１項に定める実績報告書に様式第１２による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

４ 知事は、事業実施主体の長が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第２０条 取得財産等のうち、規則第１８条第１項第２号及び第３号に規定する別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２ 規則第１８条第１項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）によるものとする。

３ 事業実施主体の長は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１３による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４ 前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金調書）

第２１条 事業実施主体の長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第１４による補助金調書を作成しておかなければならない。

（権限の委任）

第２２条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所管の農林事務所の長に委任する。ただし、県全域に及ぶ又は農林事務所の域を越える広域的な団体が事業実施主体である場合を除くものとする。

（補足）

第２３条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月23日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補 助 事 業 の 内 容	補助率
福島県農業系汚染廃棄物処理事業費補助金	1 市町村、その他知事が適当と認める民間団体・民間事業者が、農業系汚染廃棄物について実施要領第2の1に基づいて行う事業に要する経費	定 額